

第5次野木町行政改革大綱

栃木県 野木町

目 次

はじめに	1
1 推進期間	2
2 第5次行政改革の基本方針	2
3 基本方針実現のための具体的項目	
第1章 持続可能な財政運営	
1 事務・事業の見直し	3
2 財源の確保	4
3 民間委託等の推進	4
4 公営企業・第三セクターの経営健全化	5
5 財政マネジメントの強化	5
第2章 効果的・効率的な行政運営	
1 効果的・効率的な組織	6
2 定員管理および業務の効率化	6
3 社会の変化に対応できる人材育成の推進	7
4 質の高いサービスの提供	7
5 効果的な情報発信の強化	7
第3章 町民との協働によるまちづくり	
1 町民と創るまちづくり	8
2 町民活動の促進と民間活力の活用	8

はじめに

この度、第5次野木町行政改革大綱がまとまりましたので、一言ご挨拶申し上げます。

現在、政府は「地方創生」及び「一億総活躍社会」を示して、女性も男性も、高齢者も若者も、誰もが活躍できる社会の実現を目指しておりますが、本町においても、このような社会の実現を目指して足並みを揃えていくこととしております。また、野木町では「水と緑と人の和でうるおいのあるまち」を将来像として目指し、総合計画や総合戦略の各種施策に活かしながら強力に推進していかねばならないと考えております。

そのような中、我々自治体を取りまく社会状況はめまぐるしく変化しており、これらに対応するためにも、常に組織機構等の見直しや行政改革を進めていく必要があります。

さらには、地方分権による権限移譲や町民ニーズの多様化に的確に対応するための自治体運営も求められていることなどから、町としましても、「自治基本条例」を制定し、町民、議会及び町の役割とお互いの責務や自治の基本原則を定めることで、町民が主役のまちづくりの実現を目指していくことが重要であると考えております。

職員一丸となって行政改革推進体制の強化と、徹底した職員の意識改革を実践するとともに、情報の公開と住民参加による町民の理解と、協力を基本原則とした健全な行財政運営を目指さなければなりません。

本大綱では、これまでの行政改革の成果や社会経済環境の変化を踏まえて、新たな行政課題に対応するとともに、さらなる行政改革の歩みを着実に進めるための方向性を示しました。より効率的で的確な行政サービスが町民に行き届くよう、更なる行政改革に取り組んでまいります。

町の将来像がより確実な基盤の上に立って描けるよう、町民の皆様と共に頑張ってまいりますので、今後も皆様のご協力ご支援を賜りますようお願いいたします。

野木町長 真瀬宏子

1 推進期間

第5次行政改革大綱に基づく行政改革の推進期間は、平成28年度から平成32年度までの5年間とします。

2 第5次行政改革の基本方針

わが国では、少子高齢化社会の進展が加速し、東京など大都市圏への人口の流出など人口減少は、今後の社会経済に大きな影響を及ぼすことが懸念されています。

このような中、本町を取り巻く環境の変化を的確にとらえ、地方分権の時代に即した、地域の自主性をもった町政を進めていかなければなりません。そのためにも、本推進期間中に自治基本条例を制定することが必須のこととなります。

本町では、これまでも、第4次行政改革大綱を策定し、行政改革を積極的に進めてきました。しかしながら、本町の財政は、町税収入は微増を見込むものの、福祉施策や子育て支援施策などにかかる経費の増加が予想され、依然厳しい状況にあり、今後さらなる行政改革が必要となります。

今後、効果的・効率的な町政の実現を図るため、行政改革の基本的な方針を以下のとおり3つ掲げ、進捗や成果について常に点検し、必要に応じて内容の見直しを図り、第8次野木町総合計画基本構想と（前期）基本計画、及び野木町総合戦略と行政改革との整合性のある取り組みを目指していきます。

（1）持続可能な財政運営

平成26年度に策定した『野木町財政計画』を基に、今後も町が持続可能となるような財政運営を推進し、町の発展に寄与していきます。

（2）効果的・効率的な行政運営

行政組織の見直しや人材育成を図り、効果的・効率的な行政の改革を推進し、町民サービスの向上やコスト削減を図ります。

（3）町民との協働によるまちづくり

町民やボランティア等、様々な主体の町政への参画を推進し、地域の特性を活かしながら、協働によるまちづくりを推進していきます。

3 基本方針実現のための具体的項目

第1章 持続可能な財政運営

1 事務・事業の見直し

○財政計画の推進

平成 27 年度から平成 31 年度までの 5 年間の財政計画をもとに、財政構造の弾力性や財政運営の安定性・継続性を保ちながら、財政の健全性を確保していきます。

また、平成 31 年度に財政計画が満了することに伴い、再度財政計画の見直し等を行います。

○外部評価の導入

町民を含めた事業評価制度を検討し、外部評価の導入に向けて研究していきます。

○行政評価システムの改変

町民のニーズにあった事務事業を推進するため、「事務事業評価シート」の見直しを行い、効率的な町民サービスの提供を行っていきます。

○0（ゼロ）予算事業の推進

創意工夫と新しい発想により町の活性化や町民サービスの向上となるよう予算を伴わない事業を推進します。

2 財源の確保

○企業誘致の促進

誘致活動を積極的に行い、新たな企業誘致を実現させ、雇用の拡大及び税収増に繋がるよう事業展開を行っていきます。

○税外収入の拡大

広告料収入の更なる増加、売却可能資産の処分等、ふるさと納税制度等を活用し、税外収入の確保に努めます。

○町税等の収納率の向上

既存の納付方法に加え、ペイジー（ＡＴＭ・インターネットバンキング）、モバイルレジ等による町税等の納付方法を検討し、利便性の向上を図ります。

また、歳入の確保と公平性の観点から、町税等の滞納整理を推進します。

3 民間委託等の推進

○民間委託の推進

事務事業全般について、委託の可能性などの検討を行い、行政責任の確保と町民サービスの維持向上に留意しつつ、条件が整ったものから順次民間委託を推進していきます。

○指定管理者制度の推進

公の施設の管理運営については、町民サービスの向上や経費の節減が図れるかを検証し、その結果により指定管理者制度を推進します。

また、指定管理者制度を導入している施設についても、管理のあり方について、検証を行います。

4 公営企業等の経営健全化

○上下水道事業の経営戦略の策定

上下水道事業の将来を見据えた経営戦略を策定し、経営の効率化と合理化を図り、事業を安定的かつ持続的に進めていきます。

○農業集落排水事業の経営健全化の推進

農業集落排水への接続率向上に努めます。また、収益率を高め、維持管理費用の自主財源による経営の健全化を図ります。

○(公財)施設振興事業団の経営健全化の推進

健全な法人運営に努め、利用しやすい施設の運営を心がけ、財源確保を図るなど、更なる効率化・経営健全化を推進します。

5 財政マネジメントの強化

○公共施設等総合管理計画の策定

長期的な公共施設等の総合的・計画的な管理を行うために「公共施設等総合管理計画」を策定し、長寿命化を推進し、財政負担の軽減・平準化を図っていきます。

○地方公会計の整備

地方公会計を整備し、中長期的な財政運営や予算編成等に活用していきます。

○公営企業会計の適用

下水道事業および農業集落排水事業について、公営企業会計を適用し、貸借対照表や損益計算書等の財務諸表、固定資産台帳を整備して、経営基盤・財政マネジメントの強化に努めます。

第2章 効果的・効率的な行政運営

1 効果的・効率的な組織

○効果的・効率的な組織機構の構築

社会情勢の変化や多様な町民ニーズ等に迅速かつ的確に対応するため、効果的・効率的な組織機構の構築を図ります。

○事務の効率化

事務の整理・統合及び事務分担を明確にすることで、事務の効率化を図ります。

2 定員管理および業務の効率化

○適正な職員数の確保

定員管理により、適正な職員数の確保に努めます。

○時間外勤務の削減

徹底した業務の見直しとスクラップ&ビルドにより効率的な公務運営を実現し、時間外勤務の削減に努めます。

○勤務時間の多様化

フレックスタイム制などの導入により、勤務時間の多様化を図ります。

3 社会の変化に対応できる人材育成の推進

○人材育成基本方針の着実な実施

人材育成基本方針に掲げる5つの「求められる職員像」実現のため、行動指針に基づく人材育成を実行していきます。

○職員研修の充実

職務・階層に応じた、県及び小山地区の研修に加え、外部講師による町独自の研修も充実させることにより、「自ら積極的に参加する研修」を加えることで、職員の主体性・独自性を育てていきます。

○人材の有効活用

定年退職者を再任用職員として有効活用することにより、職員の育成を図ります。

4 質の高い行政サービスの提供

○マイナンバー制度の利用促進

マイナンバー及び個人番号カードの独自利用を推進することで、業務の効率化および町民の利便性の向上を図ります。

○ICTを活用した業務の推進

事務事業全般にわたり、ICTを活用した業務の推進を図ります。

○自治体等との連携

他自治体等と連携することで、より高い行政サービスの提供を推進します。

5 効果的な情報発信の強化

○ホームページの充実

ホームページの内容の充実や、ICTの特性をいかした迅速かつわかりやすい情報提供に努めます。

○広報宣伝の拡充

町の事業や施策に関して、マスコミ等への情報提供などを積極的に行い、効果的な情報発信に努めます。

第3章 町民との協働によるまちづくり

1 町民と創るまちづくり

○まちづくりの推進と自治基本条例の制定

町民参画と協働によるまちづくりを推進していきます。また、住民自治に基づく自治体運営の基本原則となる自治基本条例を策定します。

○町民参画機会の拡大

町の基本政策等の策定にあたり、町民の意見を反映させるため、パブリック・コメント等を推進し、町民の町政参画機会を拡大していきます。

○男女共同参画社会の推進

「男女ともいきいき活躍できるまち」を基本理念とし、総合的、計画的に施策を推進します。

2 町民活動の促進と民間活力の活用

○町民活動と行政の協働・連携

町民活動と行政がそれぞれの特性を活かしながら協働し、事業の展開を図ります。さらに、町民活動との密接な連携づくりに取り組みます。

○町民活動の支援

町民活動の普及・啓発に努めます。さらに、ボランティアやNPO団体の育成・支援を推進します。

○民間活力の活用

高校・大学や企業・諸団体などと連携をとることにより、民間活力を活用した事業を推進していきます。